

議案第5号

守口市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

守口市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成29年2月21日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(守口市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 守口市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（平成3年守口市条例第2号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条から第4条まで 略</p> <p>(休暇の種類)</p> <p><b>第5条</b> 職員の休暇は、年次休暇、特別休暇、<u>病気休暇及び介護休暇</u>とする。</p> <p>第6条から第8条まで 略</p> <p>(介護休暇)</p> <p><b>第9条</b> <u>任命権者は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他市長が定める者で、負傷又は疾病その他市長が定める事由により介護をするため、勤務しないことが相当であると認めるときは、別に定めるところにより、職員に対し介護休暇を与えることができる。</u></p>	<p>第1条から第4条まで 略</p> <p>(休暇の種類)</p> <p><b>第5条</b> 職員の休暇は、年次休暇、特別休暇、<u>病気休暇、介護休暇及び介護時間</u>とする。</p> <p>第6条から第8条まで 略</p> <p>(介護休暇)</p> <p><b>第9条</b> <u>任命権者は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が</u></p>

## 2 略

現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。）、配偶者の父母その他規則で定める者で、負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、規則の定めるところにより、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して、180日を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において、勤務しないことが相当であると認めるときは、職員に対し介護休暇を与えることができる。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

## 3 略

（介護時間）

**第9条の2** 任命権者は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認めるときは、職

<p>以下 略</p>	<p><u>員に対し介護時間を与えることができる。</u></p> <p>2 <u>介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u></p> <p>3 <u>介護時間については、職員の給与に関する条例第23条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</u></p> <p>以下 略</p>
-------------	--

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

**第2条** 職員の育児休業等に関する条例（平成4年守口市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条及び第2条 略</p>	<p>第1条及び第2条 略</p> <p><u>（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）</u></p> <p><b>第2条の2</b> <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養</u></p>

## **第2条の2** 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

## **第3条** 略

(1)及び(2) 略

(3) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

第4条から第9条まで 略

(部分休業)

**第10条** 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終

子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

## **第2条の3** 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

## **第3条** 略

(1)及び(2) 略

(3) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

第4条から第9条まで 略

(部分休業)

**第10条** 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終

わりにおいて、1日を通じて2時間（労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間を承認されている職員については、2時間から当該育児時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

以下 略

わりにおいて、1日を通じて2時間（労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間又は守口市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（平成3年守口市条例第2号）第9条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員については、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

以下 略

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正前の守口市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第9条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下「初日」という。）から起算して180日を経過していないものの当該介護休暇に係る第1条の規定による改正後の守口市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第9条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から施行日以後の日（初日から起算して180日を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。